

簡易公募型に準じた競争入札方式（最低価格落札方式）に係る手続開始の公示
（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します

令和8年9月7日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 南部国道事務所長 松澤 尚利

1. 業務の概要

- (1) 業 務 名 令和8年度南部国道事務所旧庁舎解体設計業務（電子入札対象案件）
（電子契約対象案件）

(2) 業務内容

本業務は、南部国道事務所旧庁舎D棟の解体・撤去（建築、機械、電気）の設計を行う。
また、解体工事の発注に必要な図面作成及び数量算出を行う。

主な業務内容は以下のとおりである。

- ・D棟（通信室）：RC造2階建て 延べ面積 117.7㎡ 解体一式
- ・電気設備 解体一式
- ・機械設備 解体一式

- (3) 履行期間 契約締結の翌日から 令和9年2月26日まで
- (4) 本業務は、資料の提出等を原則として電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
- (5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。
- (6) 本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月10日付府開技術第107号、府開港建第76号、府開空整第46号、府開営繕第85号）の試行業務である。
- (7) 本業務は、「低価格受注業務がある場合における予定管理（主任）技術者等の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。
- (8) 本業務は、予算決算及び会計令第85条に基づく調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回って落札した業務においては、その業務の品質を確保するための対策を行う試行業務である。
- (9) 本業務は、参加表明書を提出する際に見積書の提出を求め、入札前に採用歩掛りを公表する業務である。

2. 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

入札に参加しようとする者は、以下の①に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

① 単体企業

- 1) 予算決算及び会計令（（昭和22年勅令第165号）以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 沖縄総合事務局における令和7・8年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。なお、申請中の場合は確認できる資料を添付すること。
- 3) 参加表明書の提出期限から開札までの期間に沖縄総合事務局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注業務から排除する旨の通知「指名除外通知書」を沖縄総合事務局から受けたもの（当該「指名除外通知書」についての取消し通報として、「指名除外取消通知書」を通知されたものは除く。）ではないこと。
- 5) 本業務に係る申込者は、別途発注済みの「令和8年度南部国道改築関係資料整理（その1）業務（受託者：一般社団法人沖縄しまて協会）」の受託者又は当該受託者（出向元及び派遣元含む）と資本若しくは人事面（出向及び派遣含む）において関連がない者であること。

(2) 入札参加者を指名するための基準

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種業務の実績並びに配置予定の技術者の資格及び手持ち業務等を勘案するものとする。

3. 入札手続等

(1) 担当部局

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

沖縄総合事務局 南部国道事務所 経理課 契約係

電 話：098-861-2337（経理課直通）

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間は令和8年9月7日（月）から令和8年10月29日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

電子入札システムにより交付する。やむを得ない事由により、電子入札システムによる入手ができない参加希望者に対しては、記録媒体（CD-R等）を上記4.（1）に持参又は

郵送することにより電子データを交付するので、上記３．（１）にその旨連絡すること。持参による場合は、上記３．（１）に記録媒体を持参すること。郵送による場合は、上記３．（１）に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記２．（１）① ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者とする。

(4) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ① 提出期限：令和８年９月１６日（水）１２時００分（必着）
- ② 提出先：上記３．（１）に同じ
- ③ 提出方法：原則として電子入札システムにより提出すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- ① 入札日時：令和８年１０月３０日（金）１２時００分（必着）
- ② 開札日時：令和８年１０月３０日（金）１３時３０分
- ③ 提出先：上記４．（１）に同じ
- ④ 提出方法：ア) 電子入札対応の場合
電子入札システムにより提出すること。

４．その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

１) 入札価格が予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が１，０００万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって申し込みを行った者を落札者とすることがある。

2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

- (5) 手続きにおける交渉の有無 無
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3.(1)に同じ。
- (8) 詳細は入札説明書による。